



報道発表資料の配信日時 9月26日(月) 11時00分

発表項目 (行事名)	「不正軽油防止強化月間」(10月)の取組について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 不正軽油は悪質な脱税行為です 不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因になるほか、不正軽油が流通することにより公正な市場競争を阻害します。</p> <p>2 宗谷総合振興局の取組 道では10月を「不正軽油防止強化月間」として不正軽油の一掃に努めることとしており、宗谷総合振興局では次の取組を実施しますのでお知らせします。 ◎宗谷地方石油業協同組合と共同で啓発活動を実施します。(※) ・日時：10月3日(月) 午前11時15分から(30分間程度) ・場所：瀬戸漁業株式会社 中央給油所 (稚内市中央4丁目4-10) ・内容：辻井局長が菅原代表理事に啓発用ポスターなどを手渡し、協力を呼びかけるほか、給油所地下タンク内の軽油の性状分析を行います。 ○警察と協力して路上抜取調査を実施します。(※) ○石油製品販売業者や自動車を保有する会社等を訪問し、抜取調査を実施します。 ※ 啓発活動及び路上抜取調査は現地で取材可能です。 なお、路上抜取調査の日時等については、後日改めて資料を配信します。</p> <p>3 不正軽油に関する情報提供の呼びかけ 不正軽油に関する次のような情報があればお寄せください。 例)・「著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる」 ・「灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ」 【不正軽油ストップ110番】0800-8002-110(通話無料) 【不正軽油通報フォーム】 <input type="text" value="北海道"/> <input type="text" value="不正軽油"/> で検索</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因ともなる不正軽油を道内から一掃するため、積極的な報道をお願いします。 		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	宗谷総合振興局 税務課 税務課長 池田 直樹 電話 0162-33-2912 (課税係長 生田 裕介 電話 0162-33-2913)		

STOP!!

脱税

環境
汚染

不正
競争

社会のルールを守ろう。

不正軽油

不正軽油は**犯罪**です!

作らない

売らない

買わない

使わない

不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

不正軽油ストップ110番



0800-8002-110

又は右のQRコードから



地方税共同機構 / 北海道不正軽油防止対策協議会

STOP!!

不正軽油に関わる人は すべて罰せられます!



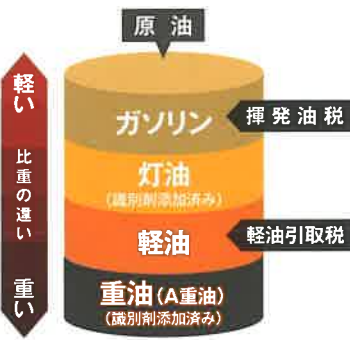
不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油

不正軽油とは

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



軽油引取税を脱税すると



軽油引取税を脱税すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。
なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。
〔地方税法144条の41〕

不正軽油を製造すると



知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると



不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年**以下の懲役、**700万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると



不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

検査を拒否すると



帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の12〕

**不正軽油の製造に関与した人も
納税義務を負う場合があります。**

〔地方税法144条の4〕

! 不審な業者や施設などの情報も
ぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。